

# 富山市教育委員会 6 月定例会 資料

令和3年6月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和3年6月10日（木）～30日（水）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、14人の議員から質問があった。  
質問者、答弁の概要は次のとおり。

**（1）児童生徒への防災教育について**

①自由民主党 高田 真里 議員（6月15日）

（問）本市小・中学校における防災教育の現状を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市小・中学校における防災教育については、主に避難訓練を通して、災害発生時における基本的な行動を十分身につけるとともに、「自分の命は自分で守る」という意識をはぐくみ、災害発生時に的確な避難行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導に取り組んでいるところである。

各学校における令和2年度の避難訓練の実施状況については、全ての学校で火災及び地震を想定した訓練が行われ、さらに、学校の立地条件等から津波や洪水、土砂災害を想定した訓練を実施しているところもある。こうした訓練は、災害がいつ起こるか分からないことから、授業中のみならず、例えば児童生徒に予告なく休憩時間に実施するなど、より現実に近い状況で、緊急時における適切な判断力と行動力の育成に努めている。

このほかの取り組みとしては、

- ・小学校においては、授業参観日等の機会を利用して、災害発生時等に教職員が児童を直接保護者に引き渡すための訓練を行う
- ・小学校の社会科においては、過去に県内で実際に発生した自然災害を取り上げ、被害の大きさや災害発生時の関係機関の役割を学習する
- ・中学校の保健体育科においては、自然災害に伴う危険について学習する際に、災害への事前の備えや応急手当等の方法を学ぶ

などがある。

（問）防災教育におけるハザードマップの活用状況と、新たな「まるごとまちごとハザードマップ」の活用について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）各学校においては、津波ハザードマップや洪水ハザードマップ等を避難訓練の事前・事後学習に活用しているほか、校内に掲示して津波や洪水の被害を受ける恐れのある区域や、避難場所を児童生徒自らが確認できるようにしている。

「まるごとまちごとハザードマップ」については、今後、市所管施設等に標識が設置されることとなった場合には、児童生徒が災害に遭遇した際、瞬時に最善の避難方法等を選択することができる効果が期待される場所である。

市教育委員会では、これまでのハザードマップに加えて、「まるごとまちごとハザードマップ」についても、例えば避難訓練時や、小学校においては集団下校等の機会を捉えて、児童生徒への周知を図っていきたいと考えている。

## (2) 中学校の学校選択制について

### ①自由民主党 竹田 勝 議員 (6月15日)

(問) 中学校の学校選択制の見直しについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市においては、保護者や子どもの多様な希望、価値観にこたえとともに、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、平成20年度の入学生より中学校の学校選択制を導入している。

令和2年度に学校選択制を活用して通学区域外から中学校へ入学した生徒は202名であり、全入学者数3350名に占める割合は6.0%となっている。

学校選択制実施の効果としては、

- ・子どもが自ら希望した中学校へ進学することで、中学校生活への自主的・主体的な心構えが育ってくること
- ・希望した部活動があるなど、より自分に合った学校に通学できること
- ・各学校が「選ばれる学校」を目指すことで、教職員が切磋琢磨するようになるなど、創意と工夫のある学校づくりが推進されること

等が挙げられる。

また、令和2年7月、市内全ての中学校1年生を対象に行ったアンケートでは、97.5%が「この中学校に入学してよかった」と回答しており、制度開始以来、毎回97%台を維持していることから、学校選択制が定着して受け入れられており、その実施が、現状としては、新入生にとって充実した学校生活につながっているものと考えている。

さらに、入学生のアンケートに加えて、令和元年度の中学3年生を対象としたアンケートにおいても、全体として94.7%、区域外生徒はそれを上回る95.1%が「この学校に入学してよかった」と回答し、いずれも高い満足度を示している。

こうしたことから、市教育委員会では、学校選択制については、今後もアンケート結果等を参考にしながら実施していきたいと考えている。

## (3) 小・中学校統合に伴う跡地活用について

### ①自由民主党 泉 英之 議員 (6月16日)

(問) 本市における直近の小学校、中学校各々1校の取り壊し費用について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 令和元年度から2年度にかけて実施した堀川小学校旧校舎の解体費用は311,542千円、また同時期に実施しました西部中学校旧校舎の解体費用は175,747千円となっている。

(問) 校舎の取り壊しには、様々な形態が予想されるが、取り壊し費用は国等の補助金の対象になるのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 廃校となる学校の解体工事費が国庫補助の対象となるには、解体する校舎の築年数や解体年度などによって違いはあるが、2校による統合を前提とすると、一般的には、まず、新しい校舎を建築し、開校後に残る2校を取り壊す場合は、対象となる。次に、1校を増

改築し、空き校舎となった1校を取り壊す場合については、増築の場合は、対象となるが、新たに改築する場合は、対象外となる。また、大規模校に吸収合併され、空き校舎となった小規模校の取り壊しの場合も、対象外となる。

(問) 学校統合について、跡地活用も並行して計画されるべきではないか。また、どの部署で検討が行われるのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 一般的には、学校再編を進めるにあたっては、統合の手法を用いた場合、用地を取得して新たに学校を建設することや、既存校舎を活用することなどを検討する一方で、統合元の学校において校舎やグラウンド等の跡地が生じることから、別の用途としての使用や売却など、様々な活用方法を念頭に置くこととなる。

しかしながら、地域の意向を踏まえつつ、市として跡地の効果的な活用方法を示し事業に着手するまでには、相当程度の期間を要すると想定される。このため、まずは統合校の整備方針やスケジュールなどの基本計画の策定を先行し、追隨して跡地活用の方向性も検討していきたいと考えている。

なお、跡地の活用は、市全体のまちづくりや公共施設のあり方とも密接に関連することから、地域の皆様のご意見を伺いながら、企画管理部など関係部局と連携を図っていくこととしている。

## ②自由民主党 藤田 克樹 議員 (6月18日)

(問) 八尾地域統合中学校開校後の八尾中学校、杉原中学校の跡地利用について問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 学校は、地域の教育拠点であるだけでなく、災害時には地元住民の避難施設としての役割を果たすことから、学校の統廃合後の跡地利用については、地元住民の関心が高いところである。

しかしながら、学校跡地は面積も非常に大きく、校舎や体育館などの建物をそのまま残すと、施設の保全や維持管理に費用がかかることから、跡地に利用計画がない場合は、資産の有効活用を図るため、民間への売却も検討することになる。

このことから、平成30年3月及び12月の総務文教委員会で既にご説明しており、八尾中学校及び杉原中学校の跡地については、当初から売却を前提に、既存校舎及び体育館の解体を八尾地域統合中学校整備等のPFI事業に含めて進めることとしており、今後、具体的な売却先を探すことになるものと考えている。

## (4) 地域教育の推進について

### ①自由民主党 金谷 幸則 議員 (6月16日)

(問) 最重要政策テーマの「子どもたちがいきいきと学べる地域主導の学校環境づくりの推進」について市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 私が、平成22年に政治家として歩み始めようと富山県議会議員選挙に立候補した際、

決意表明の中で「子どもたちが大人になったとき、『この地域に生まれてよかった』と、心から思ってもらえるような素晴らしい地域であり続けたい。」と申し上げた。

以来、今日に至るまで、折に触れて、子どもたちのことを想い、教育の重要性について訴え続けるとともに、私たちには「未来をつくる責任」があるということ、一貫して呼びかけてきた。このことから、このたびの富山市長選挙に立候補するにあたり、私の最重要政策テーマとして、次世代を担う人材を育成するための「ひとづくり日本一とやま」を掲げたものである。

「子どもたちがいきいきと学べる地域主導の学校環境づくりの推進」はその各論にあたるものである。

制度上、教育行政については、本来、教育委員会の専権事項であることは十分承知しているが、市を代表する首長として若干の個人的な想いも含め、申し上げたいと思う。

個人や社会の価値観が多様化・複雑化する中、学校にはこれまで以上に子ども一人一人に応じた教育が求められている。

このような状況を受け、子どもたちにこれからの時代を生き抜く資質・能力を身につけさせていくためには、私自身、学校内部の組織力だけではなく、地域住民や保護者の学校運営への参画が必要不可欠であると考えている。

私はこれまで神保小学校を皮切りに、城山中学校や富山東高校、富山第一高校でのPTA活動、また平成21年度、22年度の2か年にわたり市PTA連絡協議会会長をつとめさせていただいた。

この期間、私が肌で感じたことは、学校という組織は校長をはじめとした教職員の力はもちろん大きいものですが、その力に地域の力が加わってこそ、子どもたちを大きく成長させるということである。

いくつか具体例を紹介させていただくと、まずは毎朝、市内のいたるところで見かける光景について。子どもたちが1列になって登校している。時には歩道が設置されていないところもあるが、そこには緑のベストを着た地域の見守り隊が立っておられる。ペコリと頭を下げる子どもたちに、にっこりとほほえむ見守り隊の方々。この方々が校区を巡回し、交通事故や不審者等からの被害を未然に防いでいるおかげで、子どもたちは安心して楽しい1日を過ごすことができる。

次に、授業中の光景について。私の地元、神保小学校では、老人連合クラブのメンバーが学校に出向き、伝承遊びや野菜作りなどを教えている。低学年にはこま回しやけん玉、お手玉などの遊び、さつまいもの苗植えや収穫。中学年には昔のくらしを聞く学習、高学年は田植えや稲刈り。このような活動を通して、子どもたちはこれまで見聞きすることのなかった先人の知恵を知るとともに、人と人との関わり大切さを学んでいく。

また、城山中学校では、私自身野球の経験もあったことから、野球部の外部指導員を務めた。当時の城山中学校には、野球部の専門性を有する先生がいらっしゃらなかったため、休日の部活動はもとより、平日においても可能な限りグラウンドに足を運び基礎体力づくりや技術指導などを行った。

昨今、教員の働き方についての議論もされているところだが、地域の力を活用した部活動指導員や外部指導員は生徒にとっても学校にとっても効果的なものであると考えている。

加えて、今年の冬は、近年まれに見る大雪だった。除雪はなかなか進まず、車のすれ

違いさえも難しい状態だったが、どういうわけか子どもたちの通学路だけは、地面が見えていた。地域の方々があけてくださった道を通ることで、子どもたちは地域への感謝と地域に支えられながら生活しているという思いを育んでいく。

この他にも、地域と学校が共に子どもの成長のために活動した例は枚挙にいとまがない。あらゆる地域において、子どもたちを思う住民の愛情に満ちた数々の活動に支えられ、子どもたちは日々成長することができるものと考えている。

私の目指すところは、学校・家庭・地域社会が一体となって、未来を担う子どもたちの教育を進めることであり、このような地域主導の学校環境の実現に向けて教育委員会と共に考えていく。

(問) 最重要政策テーマの「故郷とやまを愛し高い道德心と創造性に富んだ逞しいひとづくり」について市長の見解を問う。

<生涯学習課：市長答弁>

(答) 私は、PTA活動を通じ、子どもたちの健全育成と福祉の増進に努めてきた。また、県議会議員時代には、子どもたちの未来は、大人である私たちが創るとの思いで、ふるさとを愛する心、人を愛する心、思いやりの心を育成し、子どもたちの生きる力が育まれるよう、ふるさと教育の推進についても発信してきたところである。

子どもたちは、地域で活躍する身近な大人の姿を見て、社会生活に必要な道德心を育み、ふるさとを大切に思い、社会に貢献する自分の役割を認識する。そのことが、心豊かに逞しく成長することを後押しし、困難に直面しても夢や希望をもって「未来を創る人を育てていく」ことにつながるものと考えている。

「故郷とやまを愛し高い道德心と創造性に富んだ逞しいひとづくり」は、地域のあたたかい繋がりを育み、子育て世代、働き盛り世代だけではなく、先輩方である高齢者世代も含めた全ての世代で、ふるさとを愛し、未来を切り拓く子どもたちをしっかりと育てていきたいという強い思いであり、このことについても着実に取り組んでいきたいと考えている。

(問) 学校再編に当たっては、地域との関係性を考慮する必要があると思うが見解を問う。

<学校再編推進課：事務局長答弁>

(答) 昨年11月に策定した「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」のなかでは、子どもや保護者の負担などを配慮し、通学手段に応じた望ましい通学距離と通学時間を定めている。

また、学校規模の適正化を進めるにあたっては、これまでの生活圈や地域の特性を考慮しながら、地域ブロック単位で検討を行うこととしており、自治振興連絡協議会のまとまりである13ブロックや、都市マスタープランなど各種計画における14地域生活圈などを想定しているところである。

この基本方針を踏まえ、まずは、地域ブロック単位内での再編を検討していきたいと考えているが、今後、地域の強い要望などにより、地域ブロック単位を越える再編や旧市町村域を越える再編を検討する場合には、地域ブロック単位内での再編に比べて通学距離や通学時間がより一層長くなるなどの課題が想定される。

このようなことから、子どもたちの心身への過度の負担や、通学の安全確保、さらに

は地域との関係性といった点などを十分に配慮し、総合的に判断する必要があると考えている。

(問) 本市のコミュニティ・スクールの現状と今後の取組みの方向性について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市においては、今年度、新たに小学校3校を加え、小学校8校、中学校5校、計13校において学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクールを導入している。

コミュニティ・スクールを導入した学校からは、

- ・子どもたちの学習や安全に対する意識などの実態を地域住民や保護者と共有することで、子どもたちのために何ができるのかを考える機会が増え、学校と地域、保護者の一体感が深まった
- ・学校支援ボランティアによる授業及び学校行事への支援、地域と連携したあいさつ運動など、地域人材の参画を通して、地域の学校を支援しようとする気運が高まった
- ・子どもが「ふるさと美化大作戦」などの美化活動や住民運動会などに積極的に参加し、地域住民と交流することで地域への関心を高め、地域の人々との関わり合いの大切さに理解を深めた

などが報告されており、学校運営の改善・充実や保護者、地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校づくりというコミュニティ・スクール本来の目的にかなった成果であるととらえている。

また、現在、学校においては校則や制服の見直し、部活動の在り方等への対応など、取り組まなければならない課題が多い中、コミュニティ・スクールは、これらの課題に対して学校と地域が一体となって対応できる有効な制度であると考えられる。

このようなことから、市教育委員会では、令和4年4月を目途に、各学校・地域の状況を考慮しながら、市内小・中学校にコミュニティ・スクールを広く設置する方向で準備を進めているところである。

(問) 中学校区ごとにコミュニティ・スクールを設置すれば、地域人材の参画を得やすく、地域がまとまり効果的な運営ができると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 仮に中学校区ごとに1つの学校運営協議会を設置するとしたならば、

- ・貴重な地域人材を広範囲で共有することができる
- ・中学校区に1つの小学校のみがある場合、いわゆる1小学校1中学校における設置に関しては、各学校の学校運営方針や学校課題を共有し、協議することを通して、9年間の一貫した取り組みが実現できるとともに、これまで以上に小学校と中学校の連携が図られる

などの効果が考えられる。

一方、課題としては、

- ・学校運営協議会の委員は15名以内と制限があるため、例えば仮に1中学校と3小学校でコミュニティ・スクールとなった場合、1つの学校から選出される委員は2～3名程度と少なくなる

- ・学校ごとに抱える課題が出されるため、協議内容が多岐にわたり、長時間の会議となることが懸念される
  - ・コミュニティ・スクールを構成する複数の学校のうち、1つの学校ならではの課題については、かかわりの浅い他の学校の委員が議論し、判断することには限界があるため、結果として課題に対してかかわりの深い人で構成する組織を改めて設置して議論する必要が生じるため効率的な運営ができない
- などが考えられる。

このように中学校区ごとに一律にコミュニティ・スクールを設置することは課題も多く、必ずしも効果的とは言い切れない面があると考えられる。

市教育委員会では、学校ごとに単独の協議会とするか、複数校で1つの協議会とするかなど、学校運営協議会の設置形態については、各学校や地域の特色に応じて決めていくことが望ましいと考えており、必要に応じて学校からの相談を受けながら設置を進めていきたい。

## ②立憲民主市民の会 村石 篤 議員（6月21日）

（問）複式学級における授業内容は、文部科学省が推進するアクティブ・ラーニングと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）複式学級は、2、3年生や5、6年生など、2つの学年の児童生徒数の合計が決められた基準より少ない場合、1つの学級として編制されるものであり、今年度、本市においては、小学校10校に16の複式学級がある。

複式学級の授業では、担任が一方の学年の子どもたちを直接指導している間、もう一方の学年の子どもたちは、互いに教え合ったり考えを紹介し合ったりして自分の考えを深めながら、課題を解決していく学習を行っている。

複式学級の担任が、毎日2学年分の教材研究と授業準備を行い、子どもが自力で学習していける力を日々はぐくみながら、併せて子どもたちが仲間と共に力を合わせて活動し、学ぶ力を高めていくことは、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングにもつながるものと考えられる。

しかしながら、複式学級等の小規模校では、

- ・多人数で行うサッカーなどの体育の学習、合唱や合奏などの音楽の学習を行うことが難しいなど、学習内容に制約があること
- ・人間関係が固定しやすく、多様な考えにふれる機会が乏しいこと
- ・複式学級において、一方の学年の子どもが自分たちだけで学習を進めることは、担任の支援が十分ではないため考えが停滞するなど、限界があること

などの課題も挙げられる。

このような課題を解消するためにも、市教育委員会では、少人数での学習のよさも取り入れることができる適正規模への再編を目指し、子どもにとってのよりよい学習環境の構築に努めていきたいと考えている。

（問）中学校の小規模校での免許外教科担任が教える授業の実態と課題について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞



(答) 令和3年5月1日現在、市内における学級数が9未満の小規模中学校は、9校1分校ある。そのうち、免許外の教科の指導を行っている学校及び教員の数は、5校1分校で13名であり、技術、美術、保健体育といった教科が多くなっている。(なお、昨年度は、5校1分校で17名)

一方、市教育委員会としては、学習指導要領で示された各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、社会の様々な場面で活用できる生きて働く知識・技能を生徒に身に付けさせるためには、各教科の専門性のある教員から指導を受けることが極めて重要と考えている。

また、免許外の教科の指導を行う教員は、自らの専門教科の指導に加えて、専門外の教科の授業準備や評価をしなければならず、教員の負担が非常に大きなものとなっている。

市教育委員会では、生徒に対して質の高い教育を提供するため、そして教員の働き方改革を推進するためにも、できる限り免許外の教科を指導する教員を減らす必要があると考えており、そのためには学校規模の適正化を進めるとともに、これまでも繰り返し申し上げてきたが、教職員定数の増員を今後も中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に強く働きかけていきたいと考えている。

## (5) ICT教育について

### ①自由民主党 豊岡 達郎 議員 (6月16日)

(問) 学習内容の理解に時間のかかる児童生徒に対する1人1台の情報端末の活用について問う。また、進んで学習したい児童生徒に対する1人1台の情報端末の活用について問う。

<教育センター：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、児童生徒が1人1台の情報端末を文房具や辞書・事典のように日常的に授業で活用することで、一人一人に応じた学習支援をさらに充実させていきたいと考えている。

学習内容の理解に時間のかかる児童生徒に対する活用としては、

- ・教師やクラスの友達全員がお互いの画面を見合うことができるアプリケーションの機能を活用して、友達の考え方を参考にしながら、問題を解く
- ・児童生徒の考えや反応を端末上で教師がリアルタイムで把握し、一人一人に応じた声かけや支援を行う
- ・画像や動画等の視覚的な情報を使って理解を深める

などを考えている。

また、進んで学習したい児童生徒に対する活用としては、

- ・興味のあることや、深く調べたいことに関する情報を、インターネットで主体的に収集する
- ・共同編集やチャットの機能を使って、友達と意見を共有・交換し、見方や考え方を広げる
- ・様々な分野の専門家とオンラインでつながることで、学びを深める

などが挙げられる。

さらに、ドリル等を使った学習においては、一人一人に応じた学習支援をより充実させる手立ての一つとして、クラウド型教材の活用がある。

クラウド型教材とは、ドリル形式の教材や学習に必要な映像資料等を、インターネットに接続することによって、簡単に使うことができるオンラインサービスの一つであり、既に導入している学校もある。今後は、保護者の理解を得ながら、市内の小・中学校が導入に向けて順次、検討を進めていく。

クラウド型教材を利用するメリットとしては、

- ・児童生徒が、AIによる分析をもとに、自分の得意な内容や苦手な内容を把握し、関連する上の学年の問題を先取りして取り組むことや、分からないところを、前の学年にさかのぼって復習することができる
  - ・学校に限らず、家庭学習においても、習熟度に合った課題を選択し、自分のペースで進めることができる
  - ・教師が児童生徒の学習の進捗や理解度を把握しやすく、よりの確な指導が可能となる
- などがあり、児童生徒一人一人の主体的な学びをサポートできると考えている。

市教育委員会では、今後ともクラウド型教材の利用も含め、1人1台端末の活用により、児童生徒一人一人が学習進捗や習熟度に応じて学んでいけるよう、端末の利用環境や教員・児童生徒への支援体制を整えていきたいと考えている。

(問) 通信環境に問題や改善の余地がある場合の要因と対応について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 本市では、昨年度末に、小・中学校の無線LANの整備とともに、児童生徒約3万人に、1人1台の端末の配備を完了したところであり、既に、市内小・中学校すべての学年で端末の活用が始まっている。

しかしながら、端末の活用が進むにつれ、接続に時間がかかる、通信が途切れるなどの不具合が生じている。

これらの不具合については、当初は令和5年度までの間に、段階的にネットワーク環境の整備を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国の一人一台端末の配置の方針が、令和2年度中への前倒しに変更となったことに伴い、全端末の配備終了が年度末ぎりぎりとなり、部分的なネットワーク稼働の検証は繰り返し行っておりましたが、3万台にも及ぶ端末の全体的な大容量・高速通信ネットワークの検証を充分に行うことができなかつたことが主な要因であると考えている。

現在、市教育委員会では、その対策として、現行の通信回線を増やすことや、通信データを集約する機器を処理能力の高いものに取り替えることなど、既存のネットワークを増強する方向で検討を進めている。

(問) ICTに慣れていない教員や児童生徒へのフォロー対策について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 端末の操作方法がよく分からない、授業でどのように活用できるのだろうかなど、ICT活用に不慣れた教員や児童生徒がいるのは事実である。

そこで、市教育委員会では昨年度より、教員を対象に、まずは配備した端末を手に取り、慣れることを目的に、端末の操作方法や基本的なアプリケーションの使い方等につ

いての研修会を実施している。また、各学校に対しては、端末を活用する上で想定される疑問や、実際に寄せられた質問等をまとめ、質問回答集を作成・配付してきた。

さらに、これまでは指導主事等が学校へ出向いての指導や、問い合わせへの対応などをしてきたが、端末が導入され、本格運用元年となる今年度からは、ICT支援員を7月から市内全小・中学校に派遣し、サポート体制を整えることとしている。

ICT支援員は、学校へ定期的に訪問し、児童生徒が授業の中で端末の操作にとまどった際に、直接、サポートすることや、教員に対して授業での活用方法をアドバイスすることなどを行う。

また、端末の不具合やアプリケーションの使い方等については、ICT支援員が随時、電話やメールで対応するとともに、要望に応じて学校を訪問し、支援する体制を整える。

市教育委員会では、教員や児童生徒が端末の使用に慣れるまでは、研修の実施やICT支援員の配置等により、サポート体制を充実させるとともに、将来的には、児童生徒が困ったときや、端末にトラブルが生じたときなどに、教員が適切に支援できるよう、教員のICT活用能力の向上を目指していきたいと考えている。

## ②立憲民主市民の会 東 篤 議員（6月18日）

（問）本市におけるICT支援員とGIGAスクールサポーターの配置状況について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）ICT支援員は、授業支援や研修支援等、各学校における日常的な教員のICT活用を支援する役割を担うもので、本市では今年の5月から11名を配置しており、現在、7月から各学校へ派遣するための準備を進めている。

GIGAスクールサポーターは、学校におけるICT環境整備の初期対応を行うもので、令和2年12月から令和3年3月まで配置していたが、初期対応が完了し、委託業務が終了したため、現在は配置していない。

（問）児童生徒に良質な教育環境を提供するためには、ICT支援員とGIGAスクールサポーターの適正な配置が必要だと考えるが、今後の配置計画を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）ICT支援員の配置については、専門業者に委託し、仕様に基づいてすべての小・中学校へ派遣することとしている。

ICT支援員の派遣計画については、各学校に月2回の頻度で定期的に派遣するとともに、大規模校等については、派遣回数を増やすことでより手厚い支援を行うこととしている。また、学校からの急な要望に対しても、ICT支援員が臨時に訪問して対応することとしている。

このほか、学校からの端末の不具合やアプリケーションの使い方に関する問い合わせに、ICT支援員が電話やメールで応える窓口を6月末までに開設する。

令和4年度以降についても、今年度と同様の配置を予定している。

GIGAスクールサポーターについては、端末導入の初期対応が完了していることから、今後の配置は予定していない。

## (6) 「薬都とやま」としての取組について

### ①自由民主党 高原 譲 議員 (6月16日)

(問) 薬業に関する副読本を活用した授業は、児童にどのような効果があったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市においては、児童が伝統的な産業のひとつである「富山のくすり」の歴史や現在の状況について学ぶため、令和2年4月より、小学5年生全員に社会科副読本として「くすりのまち とやま」を配付している。

各小学校では、5年生社会科「私たちの生活と工業生産」の学習や、総合的な学習の時間、さらにはキャリア教育の教材として扱うなど、児童の実態に応じて多面的に活用している。

このような学習を通して児童は、

- ・「先用後利」のシステムが顧客を大切に思う先人の知恵から生まれてきたことや、「富山の売薬」が県内の産業の発展の礎を築いてきたことを知ることができた
- ・学校で学習した「薬の製造方法」をさらに詳しく知りたくなり、休日を利用して親子で施設見学し、インタビューをするなどして、くすりに対する理解が深まった
- ・「富山のくすり」が世界の人々の役に立っていることなどを知り、「ふるさと とやま」が誇らしく思え、自分もくすりに関わる仕事に就いてみたいと思った
- ・家庭学習として副読本を持ち帰った折に、親子で読み進め、家族ぐるみで「富山のくすり」に関心を高めることができた

などの感想をもったという報告を受けており、教育効果があったものと考えている。

## (7) 小・中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

### ①日本維新の会 上野 蛍 議員 (6月18日)

(問) 学校生活におけるマスクの着用の指導について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市においては、昨年5月に、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながらも、学校における教育活動を継続することを目的として、医師や保健所、学校、教育委員会等の職員で構成する「新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置した。

各学校においては、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策として、飛沫感染を防ぐなどの効果があるという検討会議での判断を受け、児童生徒及び教職員に対し、原則、マスクの着用を継続的に指導している。

しかしながら、マスク着用時の熱中症リスク等を考慮し、

- ・登下校時等において、十分な身体的距離が確保できる場合
- ・体育の授業や部活動時において運動している場合
- ・高温多湿な環境において、十分な感染症対策を講じた場合

等においては、検討会議における助言を踏まえ、マスクの着用は求めないことをガイドライン等に示し、校園長会等の機会をとらえて周知しており、各学校においては、状況に応じた着用を具体的に指導している。

(問) 学校生活でマスクの着用により心身の不調を訴える児童生徒はいるのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 学校生活では、さまざまな要因で心身の不調を訴える児童生徒がいるが、マスク着用と体調不良との因果関係については、学校現場では判断ができないことから、把握していない。

(問) 学校生活でのマスク着用による心身の不調の訴えがあった場合の対応を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、各小・中学校の活動中において、マスク着用の有無に関わらず心身の不調を訴える児童生徒がいた場合は、まず、保健室で体調を聞き取り、経過を観察し、必要があれば保護者に連絡し、医療機関への受診を勧めることとしている。また、症状が重篤で緊急性がある場合は、救急搬送の対応を取る場合もある。

(問) PCR検査を断られた場合の学校での対応を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) PCR検査を断る家庭があった場合については、保健所と連携しながら、ただちにPCR検査を受けるようお願いし、感染していないことが確認されるまで登校の自粛を要請することになる。

## ②自由民主党 金岡 貴裕 議員 (6月18日)

(問) 新型コロナウイルスの感染が確認された学校の名前を公表しない理由について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の公表方針については、厚生労働省事務連絡「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」に基づき対応している。

これによれば、「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるが、情報の公表にあたっては、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように、個人情報の保護にも留意すること」とされている。

学校名の公表については、昨年度当初は感染症のまん延を防ぐため、児童生徒及び教職員等に感染者が確認された場合には、学校名を公表していたが、本市の公表方針を踏まえ、市教育委員会としては、

- ・感染症に関する知見が蓄積されていく中において、学校は不特定多数の人が利用する場所ではなく、感染経路等も特定できるなど感染拡大防止の対策が可能であること
  - ・児童生徒等に感染が確認された学校においては、全ての保護者に緊急安全メールを発信し、必要な情報を提供していること
  - ・学校名の公表による感染者等への不当な差別及び偏見が生じる懸念があること
- などを理由として、学校名を公表しないこととしたところである。

なお、県教育委員会においてもプライバシー保護の観点から学校名は現在、公表していない。

今後とも原則、学校名は公表しない方針であるが、特別な事案が発生した場合におけ

る対応については、その都度検討していきたいと考えている。

(問) 新型コロナウイルス感染症を原因とする偏見・差別・いじめ等の発生状況について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、各小・中学校から新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別・いじめ等の報告は受けていない。

(問) 新型コロナウイルス感染症を原因とする偏見・差別等を未然に防ぐことが必要と考えるが、その対応策について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、コロナ禍における新たな生活様式の中、学校の教育活動を可能な限り通常に近い形で進めていくために、医療の専門家等の助言を受けながら、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を作成しており、最新の医学的知見等に基づき随時更新し、各学校へ配布している。

このガイドラインの中で、感染者等に対する偏見や差別等の未然防止についても触れており、このほかにも、校園長会等の機会を捉えて偏見や差別等の防止について周知しているところである。これを受け、各学校においては、職員会議等で全教職員が共通理解を図った上で、児童生徒に対して繰り返し繰り返し指導している。

具体的には、

- ・感染者の個人名や学校名を特定し、SNS等で公表することなど、具体的な事例を取り上げて、偏見や差別等は断じて許されることではないという指導を重ねて行う
- ・発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染に関する適切な知識を身につけさせる
- ・ネット上には誤った情報も多く含まれていることから、正確な情報に基づき、冷静に行動することの大切さについて指導する

などがある。

これらに加え、各学校においては、例えば、病気やケガをした人に対して温かく接し、親切にすることや、相手を思いやることの大切さについて考えられるよう指導するなど、日ごろから、道徳をはじめ各教科や学級活動等の様々な教育活動を通して、互いに尊重し合う心と態度をはぐくむ人権教育を推進しており、こうしたことも偏見や差別等をなくすことにつながるものと考えている。

(問) スクールカウンセラー・心理士等の活用状況について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) マスクの着用や食事中における会話の制限等、長期間に及ぶ新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の実施や新しい生活様式への適応が求められる中、児童生徒は大なり小なり心理的なストレスを抱えているものと考えられることから、各学校においては、まずは学級担任が児童生徒と向き合い、状況を把握したり、悩みや不安を聞いたりしている。

さらに、児童生徒に気がかりな様子が見られる場合や、児童生徒及びその保護者、教職員等からの相談依頼があった場合には、市内全小・中学校に配置されている心理の専門家であるスクールカウンセラーが面談するなどの対応を行っている。

また、スクールカウンセラーだけでは対応が困難な場合や緊急の対応が必要と判断される場合には、学校からの要請を受けて、市教育委員会に在籍している心理士等を即時に派遣している。

これらの対応は、コロナ禍以前から各学校や市教育委員会において取り組んでいるところであるが、引き続きスクールカウンセラー等の心理の専門家を効果的に活用し、児童生徒等の心のケアに努めていきたいと考えている。

(問) 学校での感染症対策について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市においては、昨年5月、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながらも、学校における教育活動の継続を目的として、医師や保健所、学校、教育委員会等の職員で構成する「新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置した。

市教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」や、合唱コンクール、卒業式・入学式、修学旅行や校外学習など、主な学校行事を開催するにあたっての指針を作成、適宜更新し、それぞれ各学校へ発出してきた。

各学校においては、ガイドラインに示されている学校生活における具体的な対策として、

- ・授業中は、原則、マスクを着用するが、熱中症リスク等を考慮し、「十分な身体的距離が確保できる場合」「体育の授業や部活動時において運動している場合」「高温多湿な環境において十分な感染症対策を講じた場合」には、着用を求めない
- ・登校後や給食前、清掃後やトイレ使用後には手洗い、消毒を丁寧に行うことや、トイレや手洗い場では、密集、密接にならないようにして使用する
- ・教室の換気は、休憩時間ごとに出入口のドア等を開放する
- ・食事中は、飛沫を飛ばさないために会話は控える
- ・登下校時は、会話を控え、咳エチケットを守り、適度な距離をとって一列で歩く場合にはマスクの着用は求めない

などを実践しているところであり、現在、定着してきている。

さらに、「富山市立学校 新型コロナウイルス感染症対策会議だより」を家庭へ配付するほか、学校のホームページにも掲載することで、保護者や地域の方々にご理解とご協力をいただいている。

(問) 今年度の学校行事の実施状況及び計画について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 今年度の学校行事につきましては、

- ・入学式・始業式では、時間の短縮や、在校生や保護者の出席者数を制限するとともに、在校生が教室からオンラインで式に参加する、学校のホームページにオンデマンドで式典の動画を載せるなどの代替措置をとる
- ・運動会や授業参観等では、実施日や実施の時間帯を学年ごとにずらすことで、児童生徒やその保護者、地域住民等の来場者を分散する
- ・宿泊学習や校外学習では、行き先や活動内容の変更や、日帰りにするなど期間を短縮する

などの対策を講じた上で実施している。

中学校における県外での宿泊を伴う修学旅行については、見学先や宿泊の有無等を再検討しながら、現在のところ全ての学校において2学期以降に実施の方向で計画を進めている。

また、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」については、市関連施設での活動は中止しているが、感染症対策が十分に行われ、生徒の受け入れに対して協力していただける事業所が地域にある場合は、各学校の判断で計画し実施することとしている。

いずれにしても、学校行事は、子どもたちにとって一生の思い出に残るかけがえのないものであり、市教育委員会としてもガイドラインや指針に基づいて必要な対応策を取った上で、可能な限り実施していきたいと考えている。

## (8) 女性活躍と小・中学校における児童生徒への支援について

### ①公明党 柏 佳枝 議員（6月18日）

(問) 小・中学校のトイレに生理用品等を常備する事について、今後の取組みを問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市では、各小・中学校の保健室において、生理用品の持ち合わせがない児童生徒のために生理用品を備えており、初潮をむかえる時期には、養護教諭等が、生理用品を持参するよう指導するとともに、生理をはじめ心や体、経済的な悩み等を気兼ねなく担任や同性の教員、養護教諭等に相談できる環境を整えている。

また、養護教諭からは、

- ・保健室に生理用品を取りに来ることで、月経や家庭での困りごとを知る機会となっている
- ・自分の月経周期に合わせて生理用品を準備することも大人になっていく上で必要な経験であり、自己管理能力が高まる
- ・トイレに生理用品を常備する場合は、衛生面や保管面での管理がむずかしいなどの声がある。

なお、これまで、児童生徒から経済的な理由で生理用品を買ってもらえない等の相談は寄せられていないと聞いている。

これらのことから、市教育委員会では、現時点では、トイレに生理用品を常備することは考えていないが、今後も、学校現場からの声を十分把握するとともに、本市の関係部局と情報共有を図りながら、国の福祉施策の動向や他都市の取組み状況等を、注視していきたいと考えている。

(問) 教室に入りづらく、保健室や相談室等を利用する子どもたちに対する心のサポートについて、学校での取組みの現状を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 長期間続くコロナ禍において、学校での人間関係や進路選択、子ども自身の生活リズムの乱れや無気力、家庭に関する事等、子どもたちが抱える問題は、これまで以上に多様化、深刻化している。



こうした悩みを抱える子どもたちの中には、教室に入りづらいと感じる子どももおり、場合によっては、保健室や相談室等で過ごすこともある。

各学校においては、さまざまな悩みを抱え、保健室や相談室等を利用する子どもたちに対して、

- ・まずは学級担任が保健室等に足を運び、子どもの話をじっくり聴き、気持ちを受け止める
- ・養護教諭は保健室に来室する子どもに寄り添いながら心身両面からの健康（悩み）相談を行う
- ・専門的な知識をもつスクールカウンセラーは、子どもの心の問題の改善や解決を図るために、カウンセリングを行うほか、要望があればその保護者との面談を行う
- ・カウンセリング指導員が配置されている中学校では、カウンセリング指導員が相談室で生活相談や学習支援を行う

など、全教職員が連携し、チームとなって保健室や相談室等を利用する子どもたちの支援に当たっている。

(問) SNS上の書き込み、誹謗中傷に対する学校教育現場での対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 文部科学省の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、本市におけるパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるなどのいじめについては、小学校で23件、中学校で30件確認されている。

県教育委員会のネットパトロール等により不適切な書き込み等が発見されたとの連絡があった場合には、市教育委員会から関係の学校へ速やかに連絡し、該当学校では、保護者同席のもと、児童生徒に対して事実の確認や書き込み等の削除の指導を行っている。

しかしながら、SNS上の書き込みや誹謗中傷は、教員や保護者の目に触れにくいいため、極めて実態の把握が困難といえる。そのため、各学校では、未然防止の一環として、

- ・児童生徒を対象とした正しいインターネットの利用やトラブルへの対処について学ぶ講演会の実施
- ・担任による定期的な教育相談やアンケートの実施
- ・授業中だけでなく、休み時間や登下校時等における全教職員での見守り
- ・保護者や地域から得られる情報の共有

など、児童生徒の小さな変化やSOSを見逃さず、学校がひとつのチームとなり、連携しながら速やかに対応できる体制づくりに努めているところである。

## ②日本共産党 赤星 ゆかり 議員（6月21日）

(問) 全ての小・中学校のトイレに、必要な人が無償で使える生理用品を設置すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、各小・中学校の保健室において、生理用品の持ち合わせがない児童生徒のために生理用品を備えており、また、生理をはじめ心や体、経済的な悩み等を気兼ねなく担任や同性の教員、養護教諭等に相談できる環境を整えている。

市教育委員会では、このような体制を整えることにより、真に支援が必要な児童生徒

を把握し、大人になって生きていく上で必要な対策等について、きめ細かなケアを行うことができるとともに、生理の貧困対策にもつながるものと考えている。

このことから、現時点では、トイレに無償で使える生理用品を設置することは考えていないが、今後も、学校現場からの声を十分把握するとともに、本市の関係部局と情報共有を図りながら、国の福祉施策の動向や他都市の取組み状況等を、注視していきたいと考えている。

## (9) 学校現場の状況について

### ①立憲民主市民の会 東 篤 議員（6月18日）

(問) 昨年度と今年度は担任が不在になることはなかったのか。また、臨時的任用講師の不足数について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和2年度、令和3年度においては、年度当初及び年度途中のいずれにおいても、教務主任や学年主任等が担任を兼務することはあったが、担任が不在になることはなかった。

臨時的任用講師の不足数については、

- ・令和元年度当初が35名、年度末時点で19名
- ・令和2年度当初が0（ゼロ）、年度末時点で17名
- ・令和3年度当初は0（ゼロ）、5月31日時点で9名

となっている。

なお、年度途中の変動については、産休・育休等により、欠員が生じたことによるものである。

(問) 教職員の令和2年度の時間外在校時間は、令和元年度や平成30年度と比較して改善されているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和2年度の教職員一人あたりの1か月の時間外勤務時間の平均については、

- ・小学校は43時間39分で、令和元年度より6時間43分の縮減、平成30年度より12時間13分の縮減
- ・中学校は47時間38分で、令和元年度より9時間51分の縮減、平成30年度より17時間59分の縮減

という結果となっている。

このように、教職員の時間外勤務時間は着実に改善されてきている。

(問) 教育の質の確保のため、教職員を目指す人材を増やし、長時間の時間外在校時間勤務を大きく是正する必要があると考えるが、縮減に取り組む決意を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 教員を志す人材が増えることは教育の質を確保する上で、重要であると考えている。

学校が魅力ある職場となるために、子どもと向き合う時間の確保や教職員の健康管理を意識した時間外勤務時間の縮減は、教育現場における喫緊の課題である。

これまでも市教育委員会及び各学校においては、

- ・校務支援システムの導入による事務の簡素化

- ・勤務時間外の電話対応に代わる自動音声ガイダンスの導入
- ・学校行事の精選と見直し

等の努力を積み重ねることで改善が見られてきたところであり、今後もこれまでの取り組みを継続することで、時間外勤務時間を減らしていく所存である。

しかしながら、小学校における外国語科の新設に伴う授業時数の増加、プログラミング教育の実施、GIGAスクール構想における一人一台端末の配備への対応など、新たな業務が増加していることから、時間外勤務時間の縮減には、おのずと限界がある。

また、小学校においては、新学習指導要領の改正により、現在の授業時数が土曜日も授業を行っていた週6日制の時と同じになっているが、それに対する定数措置がなされていないのが実状である。

市教育委員会としては、教職員の時間外勤務時間を削減するためには、業務の増加に対応した教員の増員しかないという考えに変わりはなく、今後も中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に対して強く働きかけていきたいと考えている。

## (10) 学校給食について

### ①立憲民主市民の会 村石 篤 議員（6月21日）

(問) 「学校給食に関するBCP業務実施マニュアル」を整備する考えはないか。また、県と連携し取り組めるよう提案してはどうか。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 本市では、平成26年12月に策定した「富山市業務継続計画」の中で、災害時においても子どもたちに、より早く給食の提供ができるよう、具体的な行動等を示した学校給食に関する「非常時優先業務マニュアル」をすでに作成している。

災害が発生し学校給食を提供できなくなった場合、このマニュアルに基づき、施設の被災状況やライフラインの復旧状況、物資調達状況等の調査を行い、物資の確保や献立の検討及び作成など、学校給食の再開に向けて体制を整えていく。

なお、富山県でもすでに、「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」を策定されており、学校が一時避難所になることを想定し、炊き出し等を実施できるよう備えておく必要性や様式集が示されていることから、今後も、必要に応じて県とも連携していきたいと考えている。

(問) 市の地場産物の使用割合について問う。また、献立をブロックごとや学校ごとに作成することで、地場産物の使用量を増やすことが可能と考えるが、見解を問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 学校給食における栄養内容や、地場産物使用割合の現状を把握すること等を目的として、国が毎年実施している「学校給食栄養報告」調査において、本市の地場産物の使用割合は、直近の結果で、令和元年11月の第3週の5日間で、31%となっている。

また、本市の学校給食の献立については、栄養摂取状況を一元管理するため、市内統一としており、集団食中毒の発生リスクを最小限に抑えることに加えて、食材の安定的な

供給と円滑な配送を行うために、市内を5ブロックに分け、一週間単位で、献立の提供順番をずらして実施する体制をとっている。

この体制のもと、公益財団法人富山市学校給食会等と連携し、地場産物の入荷量が全学校分の必要量に満たない場合であっても、ブロック単位あるいは学校単位で、入荷量を振り分けて納品する取組みを継続的に行い、地場産物の使用量増加に努めているところである。

なお、ブロックや学校ごとに献立を作成することは、職員の業務量の増加に加えて、食材を安定的に確保できないことや、食材の品質や規格を統一できないことにより、安全で衛生的な大量調理が困難になる恐れがあることや、調達コストがかかり、保護者の経済的負担につながることも懸念されることから、考えていない。

## (11) 学校図書館について

### ①立憲民主市民の会 村石 篤 議員（6月21日）

(問) 「子どもの読書環境整備の充実に関する要望」の内容について市長の見解を問う。また、工学院大学附属中学校・高等学校の図書館について、工学院大学を卒業している市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 学校図書館の運営に関しましては、本来、教育委員会の専権事項であるが、公立の小・中学校を設置している地方公共団体の代表者として、若干の個人的見解も交えながら申し上げる。

私は、市ホームページに掲載しているプロフィールにも記載しているとおり、読書を趣味の1つとしており、普段から様々な内容の本に親しむことを大切にしている。

また、学校における読書は、児童生徒の想像力や思考力、表現力を育み、豊かな知識を身につける上で、欠かせないものであると考えている。

このような中、ご縁があり、令和2年9月に富山県子ども読書推進活動民間団体連絡協議会が県教育委員会に対し、学校司書の配置等が盛り込まれた「子どもの読書環境整備の充実に関する要望」を提出される際に、当時、県議会議員であった私も同行させていただいたところである。

本市においては、全ての小・中学校に配置されている学校司書を中心に、司書教諭の資格を持つ教員や図書委員会を担当する教員の協力の下に学校図書館が運営されていることから、児童生徒への貸出業務や蔵書の管理については、概ね対応できていると教育委員会から聞いており、引き続き、子どもたちが幅広く読書に親しむことができる環境を整えていただくことが大切であると考えている。

また、工学院大学は私の母校であるが、附属中学校・高等学校の図書館については、残念ながら訪れたことはない。

しかしながら、せっかく今回ご質問をいただいているので、私なりに調べたところ、情報収集から情報活用、アウトプットまでの総合的な学びを支援する、大変魅力的な学校図書館であると感じた。

この図書館の主な特徴としては、

- ・英語の本を集めた「多読ルーム」、職業案内などの本が置かれた「進路ルーム」の設置
- ・3Dプリンターなどのデジタル工作機械を導入し、アイデアを形にできる「ものづくりスペース」の設置
- ・個人のタブレットやスマートフォンでも読書を楽しめる「電子図書館サービス」の導入

などがあり、生徒の需要に応じた先進的な取り組みが行われていると認識している。

しかしながら、公立学校と私立学校、高等学校と小・中学校では、学校図書館の運営や整備において異なる点も多く、一概に比較することは難しいものと考えている。

市立小・中学校の図書館運営においては、子どもたちが気軽に本を手にとることができ、本に親しみやすい環境であることが望ましいと考えられることから、今後とも、教育委員会と連携しながら、魅力ある学校図書館となるよう、環境整備に努めていきたいと考えている。

(問) 小・中学校図書館の学校司書について、令和2年度の退職者数と令和3年度の採用者数を問う。また、新規採用者に対して、丁寧な研修を行うべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校司書の令和2年度の退職者数は5名であり、令和3年度の採用者数は、元々不足していた1名をあわせた6名である。

また、新規採用となった学校司書の研修については、司書全員を対象とした年間5回の研修に、新規採用者には2回の実務研修を加えて実施することにより、専門性の向上を図っている。

実務研修の際は、経験年数の長い学校司書が新規採用者の学校へ出向き、1対1の指導を行うことにより、新規採用者へのサポート体制を整え、即戦力となる人材の育成に努めている。

市教育委員会としては、今後とも、学校司書の確保及び資質向上を図ることにより、学校図書館のよりよい運営体制の構築に努めていきたいと考えている。

(問) 小・中学校図書館の学校司書について、おおむね1校につき1名の配置を目指すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、小学校65校中62校、中学校26校中24校に学校司書を配置するとともに、その他の小学校3校、中学校2校には、市立図書館の地域館や分館を併設し、図書館司書を配置している。

学校司書の配置形態については、7月以降は小学校で20校、中学校で2校が専任の配置となり、その他の小・中学校は、2校兼務の配置となる。

2校兼務となっている学校では、学校司書が勤務しない日には、図書館担当教員とともに、図書委員会の児童生徒が本の貸出しや整理等を行っており、学校図書館の運営に支障はないものと考えている。

(問) 本市の学校司書の実践や研究論文の内容を学校司書研修に取り入れるべきと考えるが、

見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校司書は専門性の維持・向上のために、定期的に研修を受講している。

こうした研鑽を積んだ上で、学校司書は、学校図書館での通常業務に加え、

- ・国語の授業において、担任とのチームティーチングで、図書館の利用の仕方や読書の意義を指導するとともに、社会科や理科等の学習で活用できる資料や図鑑を紹介し、子どもたちの「調べ学習」のサポートをする
- ・小・中学校における図書委員会の活動において、委員が他の子どもたちに対して読書の楽しさを広めることができるよう、アドバイスをする

などの業務を行っている。

それぞれの学校での取り組みについては、適宜、学校司書の間で情報共有されているものと認識しているが、取り組みの好事例についても、研修会等において積極的に情報共有し、学校司書の資質能力の向上につなげていきたいと考えている。

(問) 学校図書館問題研究会主催の研修会への参加費については、市の負担とすべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校司書の研修については、必要な研修を行っていることから、学校図書館問題研究会主催の研修会への参加費用については予算措置を行っておらず、参加を希望される場合は、自費で受講されるものと認識している。

## (12) 科学文化部（仮称）の創設について

### ①自由民主党 泉 英之 議員（6月16日）

(問) 教育委員会は学校教育等に特化専念し、博物館等の科学文化施設の所管を市長部局にて独立させることについて、市長の見解を問う。

＜生涯学習課：市長答弁＞

(答) 公立の博物館等については、これまで、博物館法等により、教育委員会の所管に属するものとされていたが、令和元年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）により、教育委員会が所管する公立の博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、教育委員会の意見を聴いたうえで、条例により市長部局での所管が可能となった。

本市では、これまでも法改正で可能となった、学校教育を除くスポーツ事務や、文化財保護を除く文化振興事務について、教育委員会から市長部局へ所管を移し、効率的な行政運営や行政組織の簡素化に努めてきたところである。

おたずねの、郷土博物館や科学博物館などについては、観光などの振興にも一定の役割が期待されることから、平成20年度から実施している富山市博物館等共通パスポート事業の対象施設とし、市長部局と連携を図っているところであり、多くの市民の皆さま

んや観光客に足を運んでいただき街並みなどとともに楽しんでいただいているところである。

一方で、各々の施設は、博物館法に規定される目的を達成するため、様々な学術資料・芸術作品等を収集・保管し、それらについて調査研究を行い、資料や調査研究の成果を用いた展示・教育事業を行うなど、本市の重要な教育機関である。

例えば、科学博物館では、プラネタリウムを活用した学習投影を企画・実施しており、このプログラムでは、市内の全小学校4年生が授業の一環として、月や星の動きなどを学ぶなど、児童・生徒が学習の場として訪問し、学校教育においても自然や科学を学ぶ場として長い間活用されてきている。

こうした博物館等の状況や今後の継続的、安定的な運営、政治的中立性の確保の観点などを考え合わせると、現時点においては、これまでどおり教育委員会が所管していくことが適当ではないかと考えているところである。

### (13) 池多地区三熊の「富山市天文台」について

#### ①日本共産党 吉田 修 議員（6月16日）

（問）令和3年3月議会で、廃止だけを定める条例が可決されたが、どのように地元で説明したのか。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

（答）昨年12月議会において、廃止の方向性を表明したところであるが、それを受け、科学博物館職員が出向き、池多地区自治振興会、及び市が土地の一部を使用している呉羽射水山ろく用土地改良区に、本年3月をもって天文台を廃止する予定であることを事前にご説明した。

廃止後の建物や付属する設備の取扱いについても、当面の間、天文関係の資料等の保管場所として利用する予定であることをお伝えしたところであり、地元から特段のご意見等はなかったものと承知している。

## 小・中学校及び幼稚園における食中毒の発生について

[学校保健課]

### 1 概要

市内の小学校 11 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園において、株式会社内田乳業が納品した牛乳を原因食品とする食中毒が発生し、6 月 17 日（木）以降、下痢や腹痛、嘔吐、吐気、発熱などの症状により、多くの児童生徒等が欠席又は早退した。

### 2 該当校（園）

芝園小学校、桜谷小学校、五福小学校、岩瀬小学校、豊田小学校、神明小学校、萩浦小学校、四方小学校、八幡小学校、草島小学校、倉垣小学校、芝園中学校、西部中学校、岩瀬中学校、和合中学校、愛宕幼稚園

### 3 嘔吐、下痢、腹痛等により欠席又は早退した児童生徒数等（学校からの聞き取り）

単位（名）

		6 / 17 (木)	6 / 18 (金)	6 / 21 (月)	6 / 22 (火)	欠席等 実数	全校児童 生徒数等
小 学 校	児童欠席	302	607	74	27	1,085	3,055
	児童早退	306	163	29	11		
	教員欠席	3	6	1	1	7	223
中 学 校	生徒欠席	87	151	28	13	316	1,452
	生徒早退	132	5	5	3		
	教員欠席	0	0	1	0	1	109
計		830	932	138	55	1,409	4,839

※上記のほか、愛宕幼稚園の園児 1 名が、18 日、21 日の二日間、同様の症状で欠席、回復後 22 日から登園。

### 4 対応

多数の欠席者が確認された 6 月 17 日（木）には、該当校の牛乳提供を中止し、その他の食材については、塩素消毒もしくは加熱調理したものを提供し、同日付で保護者に対し、集団欠席の発生について連絡するとともに、市立小



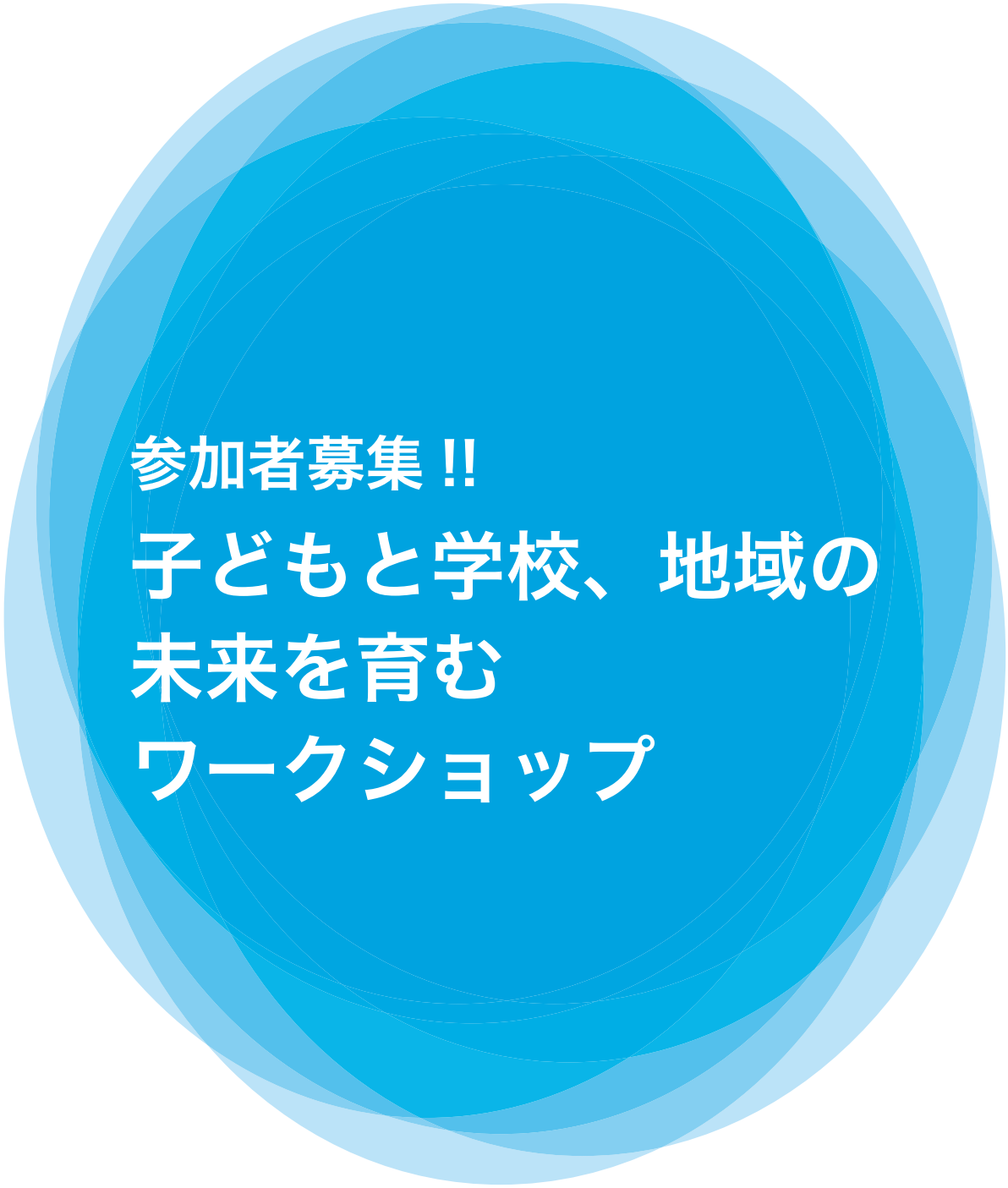
学校、中学校、幼稚園、認定こども園に対し、児童生徒の体調の変化に十分留意し、給食の衛生管理を徹底するよう文書で通知し指導した。

18日（金）には、該当校の牛乳提供を中止し、生で提供するものを、加熱調理したものに変更した。なお、中学校は、富山市選手権大会のため、給食の提供は行っていない。同日付で保護者に対し、欠席者数や対応の進捗について連絡した。

21日（月）から7月2日（金）まで、牛乳の提供は中止し、水分補給や栄養摂取の観点から、代替品として、飲むヨーグルト、果汁飲料、チーズ等を提供する予定。

22日（火）臨時校園長会を開催し、全校園長に対して、給食等の衛生管理の徹底を指示した。

7月5日（月）以降の対応は、現在検討中。



参加者募集!!  
子どもと学校、地域の  
未来を育む  
ワークショップ

**開催日時・会場** (各回 9:30 ~ 12:00)

- 第1回 令和3年7月11日(日) 大沢野生涯学習センター 大ホール
- 第2回 令和3年7月18日(日) 神保コミュニティセンター 多目的ホール
- 第3回 令和3年7月25日(日) サンシップとやま 福祉ホール
- 第4回 令和3年7月31日(土) 岩瀬カナル会館 大ホール
- 第5回 令和3年8月 8日(日) 呉羽会館 集会ホール

主催/富山市教育委員会  
運営協力/株式会社価値総合研究所

# 子どもと学校、地域の未来を育むワークショップの参加者を募集します！

参加者同士が対話を通じ、「子どもたちや学校そして地域」の未来について、自身の経験を活かしながらイメージを描きます。描いたイメージはフォーラムや学校再編計画に活用します。

少子化が進む中、このまま今ある教育環境を維持していくことは難しい状況にあります。

急激に変化する予測困難な時代を生き抜いていく子どものために、そして、これから生まれてくる子どものために、私たちが今考えるべきことはどのようなことでしょうか。

一緒に考えませんか。未来の子どもや学校、地域、そして TOYAMA のために。

## 主なプログラム (プログラム構成は変更することがあります。)

- 9:00 受付開始
- 9:30 開会セッション
- 9:35 (仮題)「幸せ日本一とやま with 学校」トーク by 市長 藤井 裕久
- 10:00 ワークショップ テーマ「子どもがかがやく「地域とともにある学校」を考えよう」
- 11:55 閉会セッション



富山市長 藤井 裕久

## 募集人数

各回 **50** 名程度

※参加者は抽選にて決定します。

当選の方には、メール（メールがない方には郵送）にて 5 日前までにご案内します。

## お申し込み

- ・富山市内に在住、在勤、在学の方
- ・学校再編に興味をおもちの方
- ・まちづくりに興味をおもちの方

上記を満たす方のお申し込みをお待ちしております。

小学生・中学生・高校生の皆さん大歓迎です！



次のいずれかの方法で、参加をご希望の回の 10 日前までにお申し込みください。

### ◆ 富山市ホームページ申込みフォーム

右の QR コードよりアクセスし、必要事項を入力してください。

### ◆ メール

ご希望回、氏名、住所、年齢、電話番号を記載したメールを送信してください。  
メールアドレス [saihen-events@city.toyama.lg.jp](mailto:saihen-events@city.toyama.lg.jp)

### ◆ 電話 (受付は平日 8:30~17:15)

富山市教育委員会事務局学校再編推進課 076-443-2241

参加申し込み  
フォーム



学校再編推進課  
ホームページ



※新型コロナウイルス感染症の対策のため、十分に換気や消毒を行い、座席の間隔をとります。また、マスクの着用をお願いいたします。

※ワークショップの様子を撮影いたしますのであらかじめご了承ください。

その他 10

特別展

# はじめての昆虫採集



## 令和3年 7月17日(土)～10月3日(日)

開館 9:00～17:00 (入館は16:30まで)

※9月13日～15日は臨時休館

観覧 大人 530円 + 特別展観覧料 100円  
高校生以下は無料(プラネタリウム1回観覧含む)  
※一部のコーナーは小学生以下保護者同伴

協力: 石川県ふれあい昆虫館・環境音響研究所・高槻市立自然博物館・  
東京農業大学昆虫学研究室・長岡香料株式会社



富山市科学博物館

TOYAMA SCIENCE MUSEUM

〒939-8084 富山県富山市西中野町一丁目 8-31  
HP <https://www.tsm.toyama.toyama.jp/>  
TEL 076-491-2123



# これでキミも虫採り名人!

地球上に100万種類以上いるといわれている昆虫は、その数だけ、大きさ、形、生き方に違いがあります。私たちの身の回りにも、たくさんの魅力的な昆虫がおり、ふれ合うことができます。この展示では、昆虫採集の方法や楽しさ、大切さを紹介します。展示を見たら、さっそく昆虫採集に出かけましょう!



## 昆虫採集のテクニックを紹介

石をひっくりかえすと何がいるかな?



木をけると上からクワガタが!?

## 昆虫ぬり絵の森



みんなが描いたぬり絵が飛び回る♪  
©Canvas

## 世界の昆虫大集合



チョウやクワガタなどの標本がずらり!

## ● 関連イベント ●



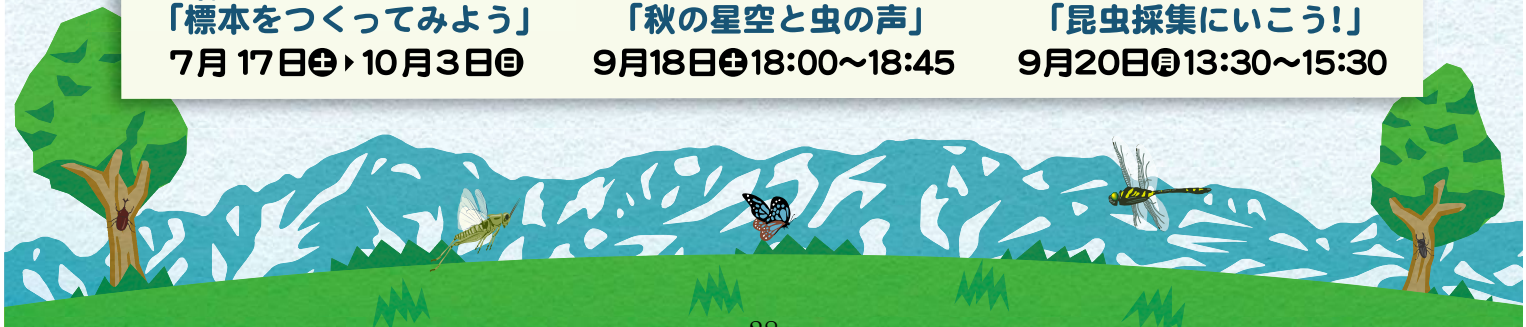
ロビー展  
ひょうほん  
「標本をつくってみよう」  
7月17日⑤・10月3日⑤



イブニングプラネタリウム  
「秋の星空と虫の声」  
9月18日⑤18:00~18:45



とやまの自然探検  
「昆虫採集にいこう!」  
9月20日⑤13:30~15:30



理科の授業に自信をつけたい！

授業の新しい話題が欲しい！

授業をパワーアップしたい！



植物 太田



天文 林



植物 坂井



天文 竹中



恐竜 藤田



天文 近藤



岩石 増淵



館長 水高

## 教員のための 博物館の日



課長 熊本



物理 市川



化石 吉岡



化学 加藤

2021年  
8月5日(木) 9:00 ~ 16:30

(午前のみ、午後のみ参加可)

会 場：富山市科学博物館  
 対 象：富山県内の小学校に勤務する先生  
 参 加 費：無料  
 申込締切：7月26日(月) 必着  
 定 員：30人(先着)



昆虫 岩田



動物 清水

### 教員のための博物館の日とは？

博物館には、学校の授業に役立つ学習資源がたくさんあります。教員のための博物館の日は、学校の先生に「博物館に親しみを持ってもらうこと」、「博物館の学習資源を知ってもらうこと」を目的としたイベントです。子供たちに科学の不思議さ、楽しさ、学ぶ喜びを感じてもらうために、まずはその教育を担う先生方に博物館を楽しんでいただきたいと思っています。

主催：富山市教育委員会（富山市科学博物館） 共催：国立科学博物館・公益財団法人日本博物館協会 後援：文部科学省

# 教員のための博物館の日 令和3年 8月5日(木)

博物館の楽しみ方や学習資源の活用法を体験して、授業や活動に生かそう！

時間	タイトル	内容
08:45	午前の部受付	
09:00	開会の挨拶、博物館の紹介、学校向け事業の紹介	
09:20	教室1 昆虫スケッチのイロハ	昆虫のスケッチを通して、標本観察と表現のコツを学ぶ。
10:15	教室2 比べてみよう！動物の頭骨	動物の頭骨を比べて、形の違いなどからその動物の種類や生活を探る。
11:10	教室3 新・電磁石まるわかり	簡単な電磁石を作って試し、電磁石や電気の特徴と授業でのコツを学ぶ。
11:55	事務連絡	
	休憩	
13:15	午後の部受付	
13:30	開会の挨拶、博物館の紹介、学校向け事業の紹介	
13:35	教室4 簡単！スマホ顕微鏡	スマホレンズに半球ビーズを付け即席顕微鏡をつくり、ミクロの世界を観察する。
14:30	教室5 昼間の金星と明るい星の観察 <small>(曇雨天時、プラネタリウムで星の動きの理解と星座早見の使い方練習)</small>	望遠鏡で金星の満ち欠けと星の色の違いを観察する。
15:25	教室6 実験！！火山大噴火	火山の噴火の仕組みを学ぶ実験を通して、火山への理解を深める。
16:15	意見交換・各学芸員への質問や相談、まとめ	

午前午後両方、午前のみ、午後のみでの参加が可能です。参加費無料。会場：富山市科学博物館。  
当館ホームページでも紹介しています。(http://www.tsm.toyama.toyama.jp)

【お申し込み・お問い合わせ先】

富山市科学博物館 〒939-8084 富山市西中野町一丁目 8-31 TEL:076-491-2125 FAX:076-421-5950

## 「教員のための博物館の日」参加申込書

7月26日(月)までに、FAX(076-421-5950)でお送りいただくか、当館ホームページのイベント申込からお申し込みください。

ふりがな 氏名(学校名)	( 立 小学校)
メールアドレス	
連絡先 (勤務先・自宅) ○をつけて下さい	住所 〒
	電話番号 FAX 番号
参加希望時間	一日参加・午前のみ参加・午後のみ参加

(お申し込みの際の個人情報は、「教員のための博物館の日」以外では使用いたしません。)

# 梅ヶ谷と太刀山

— 富山が生んだ二大横綱と郷土の力士たち —



富山には歴史に名を残す、梅ヶ谷と太刀山という2人の大横綱がいました。本展では、2人の横綱を中心に郷土の力士たちを紹介します。

**会 期** 令和3年7月17日（土）～9月26日（日）

休 館 日 9月8日(水)

開館時間 9：00～17：00(入館は16:30まで)

会 場 富山市郷土博物館（富山城）

観 覧 料 大人210円 高校生以下は無料





企画展 富山の美術工芸

紡つむがれる 技と美

杣田青貝細工鳳凰図鐺（部分） 杣田光久 江戸時代

*Somada mother of pearl inlay*

2021 年.

7/10 (土) ▶ 9/26 (日)

9:00 - 17:00 (入館は 16:30 まで)

休館日 7/20 (火)

観覧料 大人 210 円、高校生以下無料

主催 富山市教育委員会  
(富山市佐藤記念美術館)

*Jouhana Maki-e, Wood inlay*

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸 1-33 (富山城址公園内)  
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080